

2025年1月17日

正会員の皆様

一般社団法人日本養護教諭教育学会

理事長 後藤ひとみ

「養護学の構築にむけたプロジェクト」のメンバー募集について

暦の上では小寒を過ぎ、本格的な寒さの到来が近づいています。

会員の皆様におかれましては、今年も何卒ご支援・ご協力の程をお願い申し上げます。

さて、ハーモニー第95号の送付時にご案内しましたとおり、昨年5月より本格始動しました「養護学の構築にむけたプロジェクト」は、2024年度から3年間継続の事業となりました。

つきましては、退任者の補充を含めて8名程のメンバーの追加募集を行います。

2023年度の取り組みについては、第32回学術集会（日立市）で報告されましたので、応募をご検討いただく際の参考として抄録集の内容を添付しました。

参加意志のある方は、奮ってご応募くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 応募期間 2025年1月18日（土）～2月2日（日）17時厳守

2. 応募方法 下記の学会事務局までEメールにてお知らせください。

*送信時の件名：養護学のプロジェクトへの応募

*送信内容：1.会員番号 2.氏名 3.所属 4.連絡先

5.その他（連絡事項等があれば）

3. 応募結果 募集期限後1週間以内にお知らせいたします。

◎ 一般社団法人日本養護教諭教育学会 事務局（電話対応／平日：9時～12時、13時～17時）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5 アカデミーセンター内（株）国際文献社

TEL：03-6824-9398 FAX：03-5227-8631 E-mail：jayte-post@as.bunken.co.jp

プロジェクト報告

「養護学の構築にむけたプロジェクト」 第一次報告

— 養護学への接近 —

○徳山美智子（元大阪女子短期大学）、一期崎直美（西南女学院大学）、籠谷恵（杏林大学）鎌田尚子（元女子栄養大学）、北口和美（元大阪教育大学）、小林央美（前弘前大学）、齊藤久子（嘉麻市立稲築東義務教育学校）、高田恵美子（畿央大学）、留目宏美（上越教育大学）、外山恵子（愛知教育大学非常勤講師）、中村朋子（元茨城大学）、中森あゆみ（神戸市立福往小学校）

（一社 日本養護教諭教育学会 2023 年度「養護学」の構築にむけたプロジェクト）

I. はじめに

（一社）日本養護教諭教育学会理事会において、2023（令和5）年11月、「養護学」の学問づくりを担う組織として、『養護学』の構築にむけたプロジェクト（以下、本プロジェクトと記す）の設置が承認され、2024（令和6）年5月3日より養護学の構築にむけた活動を始動した。そこで、本プロジェクトの「養護学」の構築にむけた、以下Ⅱ～Ⅴに示す活動の成果と課題を中心に報告する。

Ⅱ. 「養護学」への接近に向けて

「養護学」への接近に向けて確認しておくべき論点は大きく3点ある。第一に、養護に関する優れた知見や技能を裏付ける「理論」から養護の独自性を一般化することの必要性である。第二に、養護教諭の実践知に依拠する実践構築だけではなく、「養護学」に依拠した実践構築と養護教諭養成教育カリキュラムが構築される必要性である。第三に、「養護学」の構築を主張する際には、対象論と方法論を組み合わせ、「養護学」研究の独自性・固有性を主張すること、また、「養護学」を学問的に位置づける次元を具体的に思索する必要性である。なお、社会科学方法論の観点からみた場合、現在の教育学は、理論化志向の弱さや、量的研究対質的研究の二分法的枠組みの強さがある。それ故、一般化志向の事例研究が少なく、個別の事例研究が体系的な理論構築に結びついていないと指摘される¹⁾。

「養護学」を社会科学に立脚する学問として布置しようとするならば、この指摘は、養護に関連する諸研究にもあてはまる批判である可能性を考慮しなければならない。

Ⅲ. 教育学・心理学・医学・看護学の参照基準からみた学問の枠組み

1. 目的

学問とは、その知的生産物とともにそれ自体が人類の知的公共財であり、世界（人間、社会、自然）を知り、世界に関わるための知的営為である²⁾。それぞれの学問分野には、固有の哲学・方法論、すなわち、「世界の認識の仕方」と「世界への関与の仕方」という固有の特性が存在している²⁾。

「養護学」の構築を目指し、本プロジェクトの“ビジョン”を実現するための第一歩として、「養護学」の近接領域である教育学・心理学・医学・看護学に限定し、これらの学問分野がどのように世界を認識し、世界に関わる固有の特性を言語化しているのかを明らかにする。

2. 方法

日本学術会議大学教育の分野別質保証の在り方委員会による「大学教育の分野別保障のための教育課程の参照基準」（以下、参照基準）を基礎資料とした。分析には、第5回「大学教育の分野別質保障の在り方検討委員会」（2010）における「各分野における参照基準作成のためのサンプル（未定稿）」³⁾を参考に、教育学・心理学・医学・看護学における参照基準⁴⁾⁷⁾で示された各学問の定義と固有の特性から学問の捉え方の特徴を整理した。

3. 教育学・心理学・医学・看護学における定義と固有の特性

学問の主要な枠組みを整理した結果、主要な概念、対象の範囲、主要なアプローチの区分・体系、

他分野との関係、固有の視点、役割が学問の主要な枠組みとして確認された。

今後、「養護学」とは何かを検討していく際に、学問の枠組みや各分野での学問の捉え方が参考になる可能性がある。第二次のプロジェクト活動に向けた課題は、この枠組みを参考にして、養護教諭に関連する先行研究を分析し、「養護学」の固有性を検討したり、福祉学を含む他分野の参照基準を概観し、「養護学」との関連を再考したりすること等である。

IV. 養護学とは何か

1. 目的

「養護学」が独自の学問であるかを問う意味は、その学問を基盤に生きることを独自の業とする養護教諭にとって非常に重要な課題である。一般社団法人化した本学会が、これからの社会に通用する「養護学」構築を行う責務は大きい。そこで、「養護学」の普遍的で共通した理念、考え方を検討した。

2. 方法

「養護学」を追究する方法として、日本学術会議大学教育の分野別質保証委員会「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」に準じて「養護学」を構築するとともに、「養護学」のビジョンや研究・企画の礎として提言する。「養護学」を学ぶ全ての学生が身につけることを目指すべき基本的素養だけでなく、養護教諭の養成・採用・研修に関わる全ての人々が必要とする資質能力についても述べる。養護の対象である児童生徒等と共に生きる力、ウェルビーイング、ヘルスプロモーションを実践し、参加することも次世代への継承とする。

3. 養護学の定義と領域

「養護学」は「養護教諭の専門性を支える知識と技術の体系であり⁸⁾、養護教諭が児童生徒等の健康教育と健康管理によって、発育・発達の支援を行うすべての教育活動に必要な養護の本質を捉えた養護の実践を体系的に示すものである」とする。「養護学」の領域は、教育、自然科学・人間科学の要素を持つ。発育・発達に関連して子どもが示す反応の意味を理解し、教育の効果を最大限に発揮出来るようにする学問である。また、「養護学」は、教育学・医学・看護学・心理学・福祉学・社会学等の諸領域とも深い関係を持ち、基礎的なそれらの諸学問の知見を多様な場面に適用することを目指す実践的な学問である。

4. 養護学固有の特性

「養護学」固有の特性として次の5点が考えられる。＜養護を捉える視点＞養護という語は歴史的にも養護教諭の果たす機能に深く関わる概念として用いられ、養護教諭の職務の本質や特質さらに人が生きていくために最も重要な概念である。＜養護の対象＞養護は、児童生徒等の心身の状況を観察し、心身の健康の課題は何かを把握し、その課題解決に向けて支援すると同時に、個々の子どもが自己実現していくのを支援する実践活動である。＜養護の本質と法＞教育は「教授」「訓練」「養護」の機能を有する⁹⁾。その中で養護教諭は学校教育法によって、児童生徒の養護をつかさどる権限を与えられた者であり、学校教育においてその責務を果たす。特に養護の実践において、人として保障されるべき基本理念である「生命の保障・生存権」「教育の保障」「人権の保障」を養護の中に組み入れた実践を行う。児童の権利条約では、さらに具体的に生きる力、児童の最大限の成長・発達権等、20の条文にわたり教育指導上、重要な事項として規定している。＜方法論＞「養護学」は発育・発達する児童生徒等を対象にしている。子どもを教育学的、生物学的、心理社会的存在として全人的に捉え、実践においては教育的側面と医学的側面の両面を融合させる。＜他領域との関連性＞心身の発達において、疾病や障がいを抱える子どもだけでなく、全ての子どもの発育・発達を支援するために、教育学・心理学・看護学・医学をはじめとする多くの学問領域の知見を活かしていくことが重要となる。

5. 養護学を学ぶ全ての学生が身につけることを目指すべき基本的素養

学士教育を通して、学生が獲得すべき基本的能力について9つの能力を示した。

6. 養護教諭の養成・採用・研修に関わる全ての人々が必要な能力

養護教諭養成・採用・研修に関わる人々が、養護を確実に実践できる能力の育成や教育指導者とし

て必要とする6つの能力を示した。これらは今後の検討・研究課題であり、国際的指導者としてのスキルアップにつながることを期待したい。国際機関との関わりも「養護学」及び養護教諭全体の専門性の向上を図ることに繋がり、世界で活躍する学生や養護教諭の育成は、今後の重要な課題である。

V. 健康教育に関する実践報告論文に内在する養護の本質—実践者の視点による分析—

1. 目的

養護教諭は「学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって児童生徒の発育・発達の支援を行う」⁸⁾と定義されている。本ワーキンググループでは、実践者の視点から「養護」及び「養護学」について検討し、「養護学」が実践の学問となるよう、実践と理論を結びつけることが与えられた役割だと考えた。そこで、本学会において報告され蓄積されてきた養護教諭による実践報告論文に内在する「養護の本質」を構成する要素を抽出し、整理することで可視化することを目的とした。

2. 方法

1) 分析対象の選定

日本養護教諭教育学会誌創刊号(1998.3)から第27巻第2号(2024.3)の40冊に掲載されている「実践報告」17本中、養護教諭が手掛けた健康教育に関する内容である論文3本を分析対象とした。その3本とは、「養護教諭が開発したT.Tで行う『心の学習』プログラム第1報」(古角2000)、「生活習慣の定着に向けて実践できる力を育む学校保健活動のあり方についての一考察—養護教諭が行った集団を対象とした保健指導を通して—」(本岡・宮本・伊藤2020)、「養護教諭によるアプローチを通じたウェルビーイングを実現できる生徒の育成」(杉浦・浅田2024)である。

2) 分析方法

- (1)各自が3論文を熟読し、本文の中で養護教諭らしさが感じとれると判断した箇所にマーキングを行い、2人以上が選択した箇所を採用しローデータとした。ローデータは合計で125抽出された。
- (2)各ローデータについて、論文執筆者の意図を損なわないように、なるべく原文を用いつつ、内容を要約した文章を作成し、これをコードとした。コード化は1論文につき1人が担当した。
- (3)各自が作成したコードを見直し、3人で修正を行った。
- (4)各コードについて、内容が類似したものを集めて分類し、さらに内容を吟味して複数のコードから1つのサブカテゴリーを作成した。
- (5)作成したサブカテゴリーについて、3人で再度検討し、端的な表現となるよう見直しと修正を行った上で、その上位となるカテゴリーを作成した。

3. 結果及び考察

分析の結果、16のサブカテゴリーと、「子どもの健康課題に向き合いながら支援する」「健康教育実践において様々な工夫をする」「実践から見出された課題に対し対策をとる」「連携に対する意識をもつ」「組織的に取組を行おうとする」の5つのカテゴリーが生成された。このことから、子どもたちの実態から健康課題を掴むことが健康教育への契機となっており、学んだことを自分の生活に活かせるように取り組んでいること、健康教育を行うだけではなく、評価し次の実践に繋げていること、健康課題の改善のために継続性を重んじていること、養護教諭単独の実践ではなく組織的なものとなるように連携を重要視していることなどが示唆された。これらのことは、メンバーが日々の職務の中で実感している養護教諭の「観」⁸⁾と一致しており、養護の本質の重要な要素といえる。今後は、健康教育以外の養護実践に関する論文も分析対象とし、今回作成したカテゴリーが適切であるかどうかの検証、さらなるカテゴリーの生成等を行うことが必要と考える。

VI. 今後の課題

本プロジェクトの活動成果を踏まえ、「養護学」の構築にむけた今後の課題を列挙する。

1 「養護学」への接近に向けて、対象論と方法論を組み合わせて、「養護学」研究の独自性・固有性を主張する必要がある。ゆえに、「対象」についての追究の軸と「方法」についての追究の軸があり、両者の追究を一体化して取り組む必要がある。

2 養護学の近接領域の学問(教育学・心理学・医学・看護学)を整理した結果、学問の主要な要素として、概念・対象の範囲・主要なアプローチの区分・体系・他分野との関係・固有の視点・役割が

示された。また、「養護学」固有の特性として、「養護学」を捉える視点、養護の対象、養護の本質と法、方法論、他領域との関連性の5点が挙げられた。これらのことをさらに吟味することで、学問構築にむけた追究の要素が見えてくるはずである。

3 「養護学」の構築は、養護教諭の実践そのものに学問的根拠を示すことであり、養護教諭養成教育の質を担保する上でもその有用性は自明のことである。そのため、養護に関する優れた知見や技能を裏づける「理論」から、養護の独自性を一般化することが重要である。その方法として、養護実践に内在する要素から「養護学」の「対象」と「方法」はもとより、上記2に記述した内容を明らかにすることが重要といえる。しかし、社会科学方法論から見た場合、現在の教育学は、理論化志向の弱さや、量的研究対質的研究の二分法的枠組みの強さがあり、一般化志向の事例研究が少なく、個別の事例研究が体系的な理論構築に結びついていないことが問題視されている¹⁾。ゆえに、この視点は、養護実践をその対象として追究していく場合、分析対象の選出における重要な課題である。

4 「養護学」への接近に向けて、養護に関する優れた知見や技能を裏づける「理論」から養護の独自性を一般化する必要性と有用性が示唆され、養護の一般化の構造を目的論、対象論、方法論として示し、科学的根拠に基づく養護の実践の重要性が明らかになり、本プロジェクトの“ビジョン”の具現化を目指し、追及する必要があることが課題となってきた。

5 「養護学」の構築における必要性と有用性を確認したところ、養護教諭の実践と養護教諭養成教育・採用・研修という分野に対して、その根拠を示したり、体系的な学びと実践構築の根拠を示したりすることで、養護教諭の熟達化にも寄与できる。ゆえに、「養護実践」の分析も重要である。

6 「養護学」の有用性を考えるとき、「見える化」というキーワードも多く出されている。これは、「養護学」に依拠した具体的な実践構築と、養成教育カリキュラムが構築されることにも結びつく可能性がある。

7 「養護学」への接近に向けて、その学問を位置づける次元を具体的に思索する必要性について述べられた。これは、「養護学」の構築にむけた後半での議論となるかもしれないが、すでに社会的に認知されている近接領域の学問と並び立つものとして位置づけようとするのか、もしくは、既存の学問の内部に位置づけようとするのかといった検討が必要である。学問構築においては、その学問的位置づけについて、論拠をもって具体的に主張できなければならないことから、この点が明らかになると、「養護学」の存立性が明瞭に見えてくる可能性がある。

VII. 引用文献

- 1) 村上祐介：教育学における事例研究の方法論再考—一定性的研究における比較の方法—，教育学研究，78（4），398-410，日本教育学会，2011
- 2) 日本学術会議：大学教育の分野別質保証の在り方について（回答），2010
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-k100-1.pdf>（2024年6月24日アクセス）
- 3) 広田照幸：各分野における参照基準作成のためのサンプル（未定稿），2010
<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/daigaku/pdf/5-2.pdf>（2024年7月26日アクセス）
- 4) 日本学術会議：報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 教育学分野，2020
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-h200818.pdf>（2024年7月16日アクセス）
- 5) 日本学術会議：報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 心理学分野，2014
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h140930-4.pdf>（2024年7月16日アクセス）
- 6) 日本学術会議：報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 医学分野，2017
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-h170930.pdf>（2024年7月16日アクセス）
- 7) 日本学術会議：報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 看護学分野，2017
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-h170929-9.pdf>（2024年7月16日アクセス）
- 8) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>，2019
- 9) 北口和美・出井梨枝編著：養護学概論，10，ジアース教育新社，2020